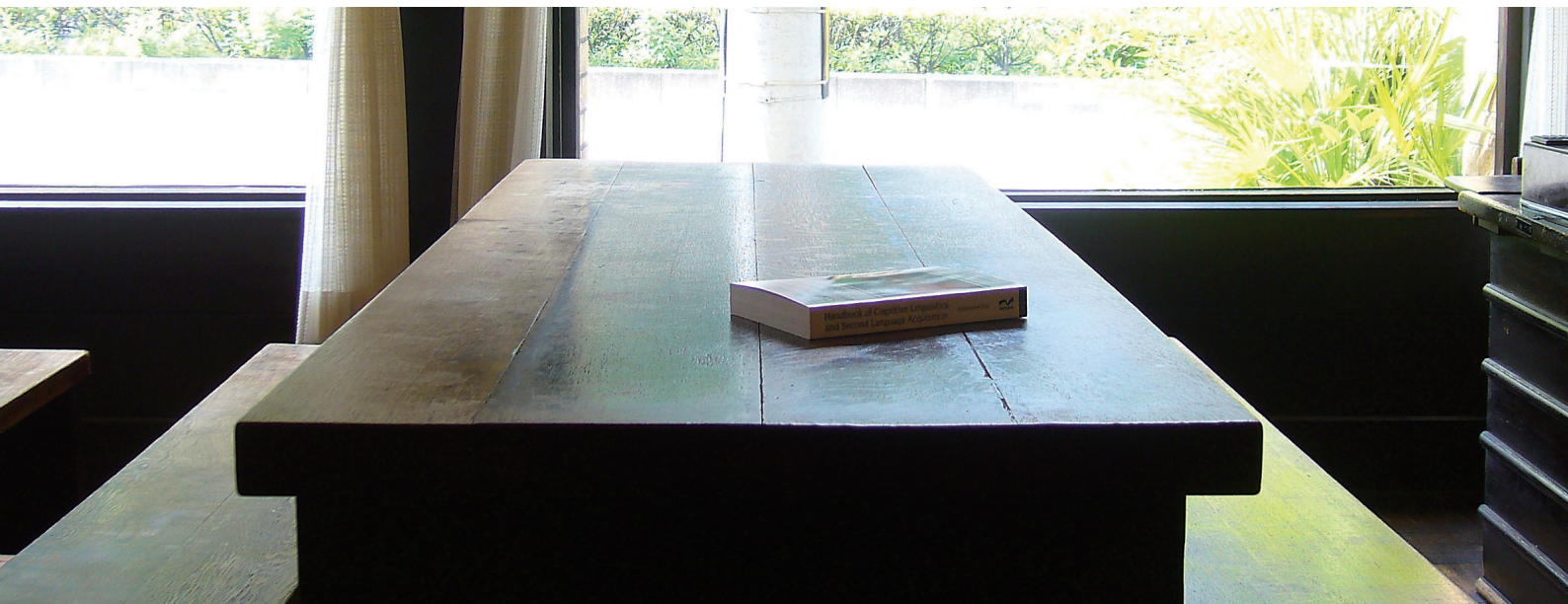


LIBRARY NEWS

復刊第3号



「図書館の備える力の普及と深化を」 国会における図書館論議を活かすことで

日本図書館協会理事長 塩見昇



本年5〜6月の図書館法を含む社会教育法一部改正案の審議に際して、国会で図書館の現状、あり方、課題等についてかなりの時間をとつての論議が行われた。

図書館法は1950年の制定以来18回の改正を重ねているが、改正に際してその内容など、図書館をめぐる議論が国会でなされることはきわめて異例のことであり、注目すべきことであつた。

その中で取りあげられた発言には、「過疎の町や村にこそ、充実した図書館を」、「それは自治体の判断を待つだけで果たせるのか」、「専門職員が一人もいない図書館が3分の1もあることは驚きだ」、「司書の配置率とサービスの水準には関連が高いのでは」などがあり、図書館が民主主義に果たす機能、国の刊行物を県立図書館に無償提供することもつ意義への言及もみられた。

事前に日本図書館協会として是非ともこの機会に実のある論議を、と願つて情報も提供し、働きかけたことに応えていただいた結果であるが、そこには「言われてみれば、なるほど」という図書館についての種「わかりやすさ」が実感

され、それを反映したのと言えよう。身近な図書館が憲法の保障する「健康で文化的な最低限度の生活」の構成要素とみなせるか否かは、なお定かではなからう。しかし、現にその「よさ」を人間らしい暮らしに不可欠なものとして受とめる人も少なくない。誰もが、必要とする資料や情報に自由にアクセスし、駆使できる社会的な仕組み、それを支える図書館相互の組織的な連携のひろがり、専門職員による相談・援助の体制の存在、権利としての生涯にわたる学びにとつて、身近に充実した図書館のあることの意味が具体的、実践的に多くの人々に実感される状況をつくりだすことで、「言われてみれば」という認識をもう一步深めて、「あたりまえ」の合意に醸成していくことが必要である。

図書館が備えている力が広く受容され、評価されるには、豊かな図書館サービスの実態がより多くの人々の日常に「あたりまえ」のものとして普及することが欠かせない。今回の国会における論議を活かすことで、図書館のもつ力を一段と社会に広げ、共通理解を豊かなものとしていく課題をこの機会に確認したい。